



虹のマーチ

2011.10
第20号

川越地区消防組合



写真左：救急フェアでの住宅用火災警報器の説明の様子
写真右上・下：川島町防災訓練での初期消火訓練の様子



平成23年秋の全国火災予防運動

11月9日から15日までの1週間、秋の全国火災予防運動を実施します。

火災予防運動は、火災が発生しやすいシーズンを迎えるにあたり、火災予防意識の一層の啓発を図ることによって、火災の発生を抑制・防止し、高齢者など災害弱者を中心とする死傷者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

これからの季節は、空気が乾燥し、またストーブなどの暖房器具の使用も始まることから、1年の中で最も火災が起こりやすく、火災などの災害に対する注意が必要なシーズンになってきます。

川越地区消防組合管内では、平成22年中、建物火災が55件発生しています。その原因の多くは「失火」であり、火を取り扱う人の注意不足によるものです。火災はちょっとした気の緩み、「不注意」から発生するのです。

「火事？私の家は絶対に大丈夫！」と思っていませんか？あなたと家族の命を守るため、一人ひとりの防火意識を高めていきましょう。

万が一、火災が起こってしまったら、あわてずに行動しましょう。火が小さいうちなら十分消すことができます。すぐに火を消すことができるように、家庭用消火器や簡易消火器具を設置するように努めましょう。

「消したはず 決めつけしないで もう一度」

今年度の全国統一防火標語です。「消したはず」という思い込みから、火災が起こってしまう場合があります。火を取り扱う人が細心の注意を払い、最後まで責任を持つ「火の用心」の大切さを訴えています。

火に対して「不用心」となることがないように、火の元、火の取り扱いには十分注意して、火事のない、安心・安全な明るい街にしましょう。

消防局予防課 Tel 222-0744



秋の全国火災予防運動



あなたの家庭「家事」から「火事」にならないように!!

みなさんの家庭で火を取り扱う機会が多いのは誰でしょうか？きっと一番家事をする人が、頻りに火を使用していることでしょう。私たちの生活に火はなくてはならないものですが、その反面いろいろな火災の危険が潜んでいます。

ぜひ、この機会に家庭に潜む火災の危険を家族みんなで話し合っ確認してみましよう！そして、家事をする人に全てを任せないで、家族一人ひとりが防火を心がけ、「我が家から火事は絶対に出さないぞ！」という強い気持ちで、防火の輪を広げましょう。

「てんぷら鍋」+「その場を離れる」=火事

一般に家庭で使用する分量の油を家庭用コンロで加熱すると、約5分で適温に達し、そのまま加熱が進むと、20分〜30分で自然発火温度に達するといわれています。

コンロに火をつけたら、絶対にその場を離れない・離れるときは火を消す習慣をつけましょう。

「家の周りに可燃物」+「時間外ゴミ出し」=火事

家の周りに燃えやすい物を置いておくと、放火犯の格好の目標となつてしまいます。

また、夜など時間外のゴミ出しも、放火されやすい大きな要因となります。

みなさん、家の周りの整理整頓とゴミ出しルール、きちんと守りましょう。

「たばこ」+「不注意」=火事

住宅火災の死者数（放火自殺などを除く）は、「たばこ」が原因によるものが最も多く、その大半が発見の遅れなどに起因する逃げ遅れによるものです。

たばこを出火原因とした火災は、吸殻をそのままゴミ箱に入れてしまったり、寝たばこなどの不始末だったり、ちよつとした不注意により発生することがとても多いのです。

「マッチ一本火事の元」火の用心を怠れば、どんな小さな火でも火災を発生させてしまいます。マナーを守って火事を起こさないように心がけましょう！



石油ストーブなどの安全な取り扱い

東日本大震災に伴う電力不足に対応するため、夏から引き続き節電対策をなさっている家庭も多いことでしょう。

これからの季節、本格的な冬の到来に備え、消費電力の大きいエアコンの使用を控え、石油ストーブなどの暖房器具を使用する家庭が増えることと思ひます。

しかし、石油ストーブなどは火を直接使用するため、火災を発生させる大きな要因の一つにもなります。

ストーブ火災の主な原因は、洗濯物などの落下、ふく射熱による燃え移り、誤った使用方法、過剰な加熱、消し忘れ、燃焼中の給油などが挙げられます。

火災を発生させないように、特に次の点に注意しましょう。

- ① ストーブの近くに洗濯物や紙、衣類など燃えやすいものを置かないこと
- ② ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険性があるものを使用しないこと
- ③ カーテンなどがストーブに接触しないように、離して使用すること
- ④ 不完全燃焼による一酸化炭素中毒を防ぐため、定期的に部屋の換気を行うこと

注意事項をしっかり守り、安全な使い方を心がけましょう。



消防局予防課 Tel 222-0744

消防局予防課 Tel 222-0744

2011年度全国統一防火標語 消したはず 決めつけないで もう一度



ついていきますか？ 住宅用火災警報器

○設置普及率（推計値）について

今年6月1日、全国の住宅に住宅用火災警報器の設置と維持管理が義務化されたことに伴い、総務省消防庁はその推計普及率を公表しました。これは各種アンケートの結果などをもとに消防庁で独自に推計したのですが、当消防組合管内（川越市・川島町）は、およそ70%となっています。

○当消防組合管内について

平成20年6月に義務化を実施し、その後の設置状況は上昇傾向にあるものの、まだ「全ての住宅に設置されている」とはいえない状況です。

○早期設置の重要性

住宅火災による死者の発生を防ぐ切り札として、住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、全国各地から「火災に至らなかった」、「火災が小規模なうちに発見でき、被害が少なくてすんだ」という多くのケースが報告されています。

昨年、当消防組合管内で発生した55件の建物火災のうち、35件の住宅火災において、住宅用火災警報器が設置されていた5件の火災では、早期発見によりいずれもボヤ、部分焼で食い止めることができました。「まだつけていない」という住宅がありましたら、ぜひ早く設置してください。

また、今年になってから「全国的に義務化」という報道がされたことから、悪質な訪問販売と思われるケースが増加の傾向にあります。早期に設置することにより、トラブルに巻き込まれる心配もなくなります。



○取り付けたそのあとに

住宅用火災警報器を取り付けただけで安心していませんか？日頃から警報器が鳴った時の対応（避難する方向など）についても、家族で話し合っておきましょう。

また、警報器が作動するためには日頃の点検・お手入れが重要です。いざという時にきちんと作動するように、日頃からお手入れをし、乾電池タイプは電池の交換を忘れないようにしましょう。どの機種も点検のしかたは簡単です。詳しくは警報器の取り扱い説明書などをご覧ください。

○共同購入について

一度に大量の住宅用火災警報器を購入することにより、比較的安価での購入が期待できます。当消防組合では、組合管内の自治会などを単位とする、共同購入のお手伝いをしています。

共同購入の実施にあたり、各種情報（警報器に関する事、共同購入に関する事、購入入先に関する事など）を提供し、住民の方々から依頼を受ければ、説明会などにも職員を派遣してあります。



自治会での説明会の様子

住宅用火災警報器の共同購入で、安心安全な地域を作りましょう。

住宅用火災警報器に関するお問い合わせ先

○住宅用火災警報器相談室（フリーダイヤル）

0120・565・911

○受付時間 月曜～金曜日 午前9時～午後5時

（祝・祭日を除く）

住宅用火災警報器を設置し、被害を軽減できたと例を紹介します。

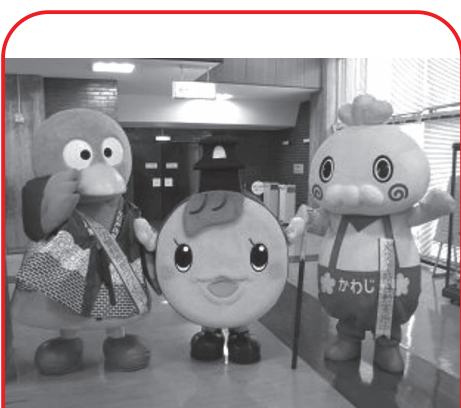


子供が部屋でテレビを見ていたところ、住宅用火災警報器が発報し、台所に行くとガスコンロの鍋から火が出ていた。水道水で消火を試みたが、自分では消火しきれず119番通報した。出火から通報までが早かったため、被害はボヤにとどまった。（川島町）

このように住宅用火災警報器を取り付けたことにより、早期発見や、火災の発生・拡大に至らなかったケースがたくさんあります。住宅用火災警報器は住宅防火対策の切り札です。あなたの家に住宅用火災警報器を設置しましょう。

○ゆるキャラPR隊、再び現る！

火災予防運動期間中に住宅用火災警報器のPRのため、当消防組合管内の各所にゆるキャラが現れます。「住宅用火災警報器をつけよう」と書かれたタスキをかけた、期間限定の姿です。見かけた声をかけてみましょう。



今年3月に川越市市民会館に現れたゆるキャラPR隊（左からコバトン：埼玉県、ときも：川越市、かわべえ：川島町）

消防局予防課 Tel 222-0744

平成23年度甲種防火管理新規講習

消防法施行令第3条第1項に定める甲種防火管理新規講習を次のとおり開催します。

日程 平成23年12月6日(火)～7日(水)の2日間

午前9時～午後4時
指定時間は2日間で、受講者には修了証を交付します。

会場 神明町48番地4

川越地区消防局庁舎3階講堂

定員 教材費 三千四百円

経費 先着80名(定員になり次第、受付を

終了させていただきます。)

申し込み 11月24日(木)午前10時～午後4時

※消防局・消防署・分署にて配付している申込書に必要事項を記入のうえ、写真(縦4cm×横3cm)を貼り付け、経費を添えて川越地区消防局予防課まで申し込みください。

※申込書は消防組合ホームページからもダウンロードできます。

※電話、郵送での申し込みは受け付けません。

※申し込みの際は、駐車場がございませんのでバスなどの公共交通機関をご利用ください。

消防局予防課 Tel 222-0744

救急フェア2011を開催

9月9日「救急の日」を含む一週間、救急医療週間に合わせ、9月10日にウニクス南古谷店のご協力のもと、屋外会場のイベント広場に「救急フェア2011」を開催しました。当日は雲一つない晴天で、残暑厳しい日でしたが、多くの方に参加してもらうことができました。

このフェアは、心肺蘇生法及びAEDの取り扱い方法の指導を通じて、応急手当の重要性や正しい知識、救急業務に対する理解を深めてもらうことを目的に開催しました。

イベント広場では、救急車の展示や救急隊による救急救命処置のデモンストレーション、消防音楽隊による演奏、その他にも、住宅用火災警報器の展示や川越市職員による健康相談・血

圧測定コーナーなど、今回のフェアを通じて、子供から大人まで、参加された多くの方々に、楽しみながら応急手当の重要性などを幅広く普及・啓発することができました。



屋外会場 心肺蘇生法体験コーナー



屋内会場 上級救命講習の修了者の皆さん

また、屋内会場の川越地区消防局では、上級救命講習を開催し、受講者28名に修了証を交付しました。受講者の中には、「3月11日に東日本大震災が起こり、いつ災害が発生するかわからない中で、いざという時のために受講しました。今日学んだ知識を活かしていきたいと思えます。」という声も寄せられました。

川越地区消防組合では、安心安全なまちづくりを推進し、救命率のより一層の向上を目指し、応急手当普及啓発事業の一環として、救命講習を毎月開催しています。

受講希望の方、詳細をお聞きしたい方は、お気軽にお問い合わせください。

消防局救急課 Tel 222-0160

消防特別点検でサイレンを鳴らします

11月20日(日)、川越総合卸売市場(川越市大字大袋)で、消防特別点検が実施されます。当日、朝8時にサイレンが鳴ります。火災と間違えることのないようお願いいたします。

消防局総務課 Tel 222-0741

ありがとうございます

救急活動の協力に対し、消防局長から感謝状が贈られました。

- ・ 東京都練馬区向山 保戸塚修さん
- ・ 川越市大字今福 福岡 勤さん
- ・ 同 大字今福 鉢呂俊一さん
- ・ 同 霞ヶ関東二丁目 堀越 望さん
- ・ 同 霞ヶ関東二丁目 鈴木きみえさん
- ・ 同 大字的場 安島裕美さん
- ・ 同 大字的場 池田佳代子さん
- ・ 同 大字的場 今福博子さん

消防局総務課 Tel 222-0741

虹色通信 ～ ヒートショックにご用心 ～

秋も深まり、寒い冬が訪れようとしています。冬になると浴室やトイレで急にめまいがしたり、意識を失ったり、危険な症状が起こることがあります。暖かい場所から寒い場所へ移動したことにより、急激な室温の変化のせいで血圧が急上昇したり急降下したりすることが主な原因で、この現象は「ヒートショック」と呼ばれています。

ヒートショックは、心臓に急激な負担をかけ、心筋梗塞や脳卒中等を引き起こす恐ろしいものです。

ヒートショックが原因で亡くなる人は、全国で年間一万人以上といわれ、高齢の方が家庭内で亡くなる原因の四分の一を占めているといわれています。

- 危険なヒートショックを予防しましょう！
- ・ 入浴時は、家族に一声かけ、浴室を暖めてから入浴しましょう
 - ・ お湯の温度は40度ぐらいにして、長湯はやめましょう
 - ・ 夜間は室内でも裸足は避けて、スリッパなどを履きましょう
- もし、ヒートショックなどで家族が倒れたら、すぐに119番通報で救急車を要請してください！



消防だより

虹のマーチ

2011.10 第20号

発行/川越地区消防局 総務課
〒350-0823川越市神明町48-4 Tel. 049-222-0741
<http://www.119kawagoechiku.jp/>